

令和5年1月 河北町農業委員会総会（第1回）

令和5年1月25日（水曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（11名）

| | | | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 岡崎 学 | 委員 | 2番 | 布川 峯夫 | 委員 | 3番 | 押野 利浩 | 委員 |
| | | | 5番 | 奥山 ちか子 | 委員 | 6番 | 木嶋 啓治 | 委員 |
| 7番 | 堀 和彦 | 委員 | 8番 | 安部 敏明 | 委員 | 9番 | 高橋 清 | 委員 |
| 10番 | 逸見 三和子 | 委員 | 11番 | 奥山 喜幸 | 委員 | 12番 | 後藤 慶治 | 委員 |

◎ 欠席委員氏名（1名）

4番 関 紀子 委員

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和5年1月25日（水曜日）午後1時58分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 宇野事務局長

ご案内の時間前でありませども、関委員につきましては、今日欠席ということでご

連絡をいただいているところです。令和5年1月の河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに、会長あいさつからお願いします。

○ 議長（会長）

皆さん、今年初めての農業委員会総会でございます。ずっと雪がなくて、農作業等もしやすかったと思いますけども。突然の寒波で井戸なんかも凍って苦労してらっしゃる方もいらっしゃると思います。そんな中、本日来ていただいてありがとうございます。じゃあ、後で協議会の中になろうかと思っております。地域計画、今までで言う人・農地プランこれが地域計画という名称に変わりました。私ども、農業委員と推進委員とで地域で農地を本当にどのようにやっていくのか、ここ2年で作成しなければならないという仕事が決まっております。私どもも今までみたいな人・農地プランのように、ただ漠然としたものでなく、いろいろと研修しながら、所謂どのように座を進めていったらいいかという勉強会1回程度で済みません。今のところ、県の方で勉強会を3回程予定しているようですけども、それとは別に河北は河北でいろいろと農閑期出来るだけ農閑期を利用しながら、今年の秋まで何回か勉強会をしたいなと思っております。とりあえず、急な話でありますけども、2月の27日農業委員会総会あります。当日河北町の認定農業者総会並びに研修会あります。私の方で認定農業者会にお願いしまして、認定農業者会の研修会に地域計画のファシリテーターの方から、単なる講演でなく、具体的にどういったものが方法としてやっていくのか具体的なものを含めながら、認定農業者会の研修でありますけども、その中に農業委員それから推進委員できるだけ参加して勉強していただきたいな、という計画を持っております。あと、この後の協議会で皆さんのご意見伺わなければならないんですけども。中間管理事業、今JAさんの方から事務局をやっていたら、各地区毎に調整会議等開きながらマッチングを進めているわけですけども。北谷地の基盤整備が大方終了したということで、改良区さんの方が中間管理から撤退をするという話も出ております。またJAさんも、北谷地の基盤整備以外の地域のマッチングをやめたいという話が出てきております。このへんも農地にかかわる重大なことです。このへんも今日協議会の中で1回でどうこうなるわけでないんですけども、今日は皆さんの方には頭の中に入れておいていただいて、どういう方向に事務を持っていったらいいか、またご意見を聞いたり、また持ち帰って考えていただきたいと思っております。あいさつ長くなりましたけども、協議会の中で事務局と一緒にのご質問お受けしたいと思っております。今日は本当にご苦労様でございます。

○ 宇野事務局長

それでは、次第に沿いまして、日程第1議事録署名委員の指名から会長より進めていただきたいと思っております。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名です。3番 押野委員、それから4番の関

委員が欠席しておりますので、5番の奥山委員、お願いいたします。

それでは日程第2議案の審議に入ります。報第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきますが、座って失礼します。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、になります。

はじめに、申請番号79番 所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、畑、ほか5筆で計4, 762㎡です。所有者 ●●●●さん、●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、●●●●さんの子の●●●●さんに相続されたものです。取得後も●●●●さんから耕作してもらうほか、外の農地についても相談しているとのことです。

続きまして、申請番号80番 2ページに渡ります。所在地 大字溝延字馬場（ババ）●●●●、樹園地、ほか8筆で計12, 490㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

次に、申請番号81番 所在地 大字溝延字南（ミナミ）●●●●、畑、ほか1筆で566㎡です。所有者の ●●●●さんが、●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自己保全するとのことです。

次に、申請番号82番、所在地 谷地字山ノ神（ヤマノカミ）●●●●、畑、ほか5筆で計8, 106㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も吉田東は●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうそうですが、他の所については意向を確認中です。

次に、申請番号83番 所在地 谷地字海老鶴（エビヅル）●●●●、畑、841㎡1筆です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も、自作するとのことです。

次に、申請番号84番、所在地 大字吉田字馬場（ババ）●●●●、田、ほか2筆で計2, 924㎡1筆です。所有者 ●●●●さんが●●●●年に亡くなり、子の●●●●さんが相続していましたが、●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、その子の●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号85番、所在地 大字吉田字馬場（ババ）●●●●、田、ほか3筆で計2, 782㎡です。先の84番と同じく、所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらおうほか、岩木については自作することです。

次に、申請番号1番 所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、田、952㎡1筆です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も、●●●●さんから耕作してもらおうとすることです。

以上8件になります。よろしくお願ひします。

○ 議長（会長）

ありがとうございます。皆さんから疑問な点等ありましたら、お話お伺ひしたいと思います。はい、堀さん。

○ 堀委員

81番の人が自己保全というのはどういうことですか。

○ 議長（会長）

ここ住宅地なんです。平屋の家が建っております。今回相続なさる●●●●さんが年3回くらい、来て草刈りしたり垣根整理したりしております。住宅地の中で、宅地転用取ればできない所でないんですけども、今回相続した後どうするかわかりません。耕作放棄地から見れば、最低限の管理をしているようなところですよ。ちょうど八幡様の近くです。他にありませんか。なければ、このように進めてもよろしいですか。

——賛同の声あり——

それでは、報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明よろしくお願ひします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の4ページになります。報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

申請番号1番、所在地 谷地字砂田（スナダ）●●●●、田、1, 878㎡1筆です。渡し人の、法定相続人代表 ●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後、議第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことですよ。

申請番号2番及び3番、所在地 谷地字霊堂（レイドウ）●●●●、田、1、837㎡1筆です。渡し人の、●●●●さん外1名と、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらも議第3号でご協議いただきますが、売買のためとのことです。

申請番号4番及び5番、所在地 大字溝延字小堤（コツヅミ）●●●●、田、ほか1筆で計5、033㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらも議第3号でご協議いただきますが、売買のためとのことです。

次に、申請番号6番及び7番、所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、樹園地、ほか3筆で計7、130㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらも議第3号でご協議いただきますが、他の方に貸すためということです。

次に、申請番号8番、所在地 谷地字砂田（スナダ）●●●●、田、ほか1筆で計5、053㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

次に資料6ページ、申請番号9番及び10番、所在地 大字吉田字原ノ内（ハラノウチ）●●●●、田、ほか1筆で計1、840㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●●さんとの中間管理事業法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後議第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでご協議いただきますが、売買のためとのことです。

申請番号11番及び12番、所在地 大字吉田字原ノ内（ハラノウチ）●●●●、田、1、307㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●●さんとの中間管理事業法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらも議第1号でご協議いただきますが、売買のためとのことです。

以上12件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

ない、ありがとうございます。皆さんからご質問等ありましたら。無ければこのように進めていただきます。

では議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の7ページをご覧ください。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

申請番号1番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字千苺（センガリ）●●●●、田、ほか2筆で計7, 859㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

続きまして、申請番号2番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字毘沙門（ビシャモン）●●●●、田、1, 997㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

続きまして、申請番号3番、賃借権の設定です。所在地 谷地字山王（サンノウ）●●●●、田、ほか1筆で計2, 060㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためということです。

続きまして、資料8ページ、申請番号4番、所有権移転です。所在地 大字溝延字馬場（ババ）●●●●、樹園地、ほか8筆で計12, 490㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

申請番号5番、賃借権の設定です。所在地 谷地字荒町東（アラマチヒガシ）●●●●、田、ほか1筆で計554㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に、申請番号6番、賃借権の設定です。大字溝延字千苺（センガリ）●●●●、田、1, 875㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に申請番号7番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字千苺（センガリ）●●●●、田、ほか2筆で計4, 693㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

続きまして、資料9ページ、申請番号8番、使用賃借権の設定です。所在地 大字溝延字扇田（オウギタ）●●●●、田、ほか21筆で計28, 646㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、経営移譲のためとい

うことです。

続きまして、資料10ページ、申請番号9番、賃借権の設定です。所在地 谷地字砂田（スナダ）●●●●、田、3, 009㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

続きまして、申請番号10番、賃借権の設定です。所在地 谷地字砂田（スナダ）●●●●、田、2, 044㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

申請番号11番、所有権移転です。所在地 大字吉田字原ノ内（ハラノウチ）●●●●、田、ほか1筆で計1, 840㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためということです。

申請番号12番、所有権移転です。所在地 大字吉田字原ノ内（ハラノウチ）●●●●、田、1, 307㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためということです。

以上12件よろしくお願ひします。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。これ、現地調査報告いるんだっけか。

○ 事務局（奥山）

はい。

○ 議長（会長）

それでは、現地調査の報告お願いいたします。1番から。今回所有権移転かなりございます。所有権移転は、新たに購入した方がちゃんと耕作出来るか、ということも含めて報告をお願いします。では、1番からお願いいたします。

○ 押野委員

1番の農地につきましては、特に問題ありません。受け人の●●●●さんについても特に問題ございません。

○ 議長（会長）

はい。ついでにもし出来たら4番もお願いします。

○ 押野委員

はい、4番の件についても●●●●さんの方から数多いんですけども、現地確認した所、問題ありません。●●●●さんの方も耕作してるということで問題ありません。

○ 議長（会長）

はい。それでは3番お願いいたします。

○ 布川委員

はい、3番の所見てきましたけども。これ●●●●さんという方全くわかりませんけども。農業やってらっしゃりうということは聞いてます。農地に関しては綺麗にされている所でした。

○ 議長（会長）

はい。それでは5番お願いいたします。

○ 布川委員

5番も南部小学校の近くですけども。今まで学校に貸して使っていた所です。これに関しても●●●●くんががんばってやるということですので問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい。では6番7番お願いします。

○ 奥山職務代理

自分6番はやってなくて7番だけです。

○ 押野委員

それでは6番ですね。はい、千苺の方確認しましたが、田んぼの方問題なく、●●●●さんも農業がんばってやってらっしゃいますので問題ないと思います。

○ 奥山職務代理

はい、7番です。先ほどの6番と同じ田んぼです。●●●●さんについては、78歳とやや高齢ですが、息子さんから農業するという話も聞いておりますので大丈夫だと思います。

○ 議長（会長）

はい、9番10番お願いします。

○ 木嶋委員

9番10番、借人の●●●●及び10番の●●●●さん、何ともなくやっております

ので大丈夫だと思います。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。11番12番お願いします。

○ 高橋委員

はい、●●●●さん、●●●●さん受け人ということですが、●●●●さん息子さん農業がんばっております、別に問題ないと思います。

○ 議長（会長）

ありがとうございます。皆さんの方からご意見等ありましたら。はい、高橋委員。

○ 高橋委員

4番の●●●●さんの所有権移転の金額なんですけれど。これ10a当たり40,032円というのはめっぽう安いと思うんですけども、これ何かあったんですか。

○ 議長（会長）

はい、それでは私の方から説明させていただきます。所謂負債整理です。新たに借入れを起こす負債整理ではなく、今度の所有者になる受け人の●●●●さんの方にはかなり多額の個人間の借入れをしております。私の方でも●●●●さんに直接確認しましたが、話をそっくり信用すれば、1反歩当たり100万円近くの単価になるようです。今回の前段の相続、●●●●さんがお父さんから相続したわけですが、その登記等もそれも●●●●さんの方で司法書士さんの方へお支払いしているようでした。まず●●●●さんの話を100%信用すれば。

○ 高橋委員

はい、わかりました。

○ 議長（会長）

ほかに。ああ、8番飛ばしてました。押野委員お願いします。

○ 押野委員

8番●●●●さんについては、これまで長年農業がんばっていただいて、今も現役ですが、長男の●●●●さん、昨年からは新たに就農ということで、奥様共々仕事を辞めて農業がんばっております。ということで、今回この農地を全て移譲ということでがんばってくれると思います。問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。ほかに何か皆さんの方から、訪ねたいこと等ありましたら。はい、奥山委員。

○ 奥山職務代理

3番の●●●●さんにつきまして、事務局の方でわかることあれば教えていただきたいな、と。

○ 議長（会長）

はい、事務局お願いいたします。分かる範囲で結構です。

○ 事務局（奥山）

すみません、詳しく聞いておりません。

○ 議長（会長）

はい。木嶋委員。

○ 木嶋委員

私と同級生ですね。結構大きくやっている方で、奥さんが何だっけ。店やってるんだな。10町歩くらいで小屋建ててやってたりしてるはず。息子さんもやってるはず。

○ 議長（会長）

はい。いいですか奥山委員。

○ 奥山職務代理

はい。

○ 議長（会長）

はい。他になければ採択させていただきます。挙手で賛成の方お願いします。はい、全員賛成ということで、このように進めさせていただきます。

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、資料の11ページをご覧くださいと思います。議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号1番、所有権の移転です。所在地 谷地中央四丁目（チュウオウヨンチョウメ）●●●●、田、ほか1筆で計615㎡について、渡し人が●●●●さん、受け人が、●●●●さんになります。

申請事由につきましては、住環境が良く、人の住みやすい当該地に、建売住宅3棟を建設する計画です。

資料の19ページをご覧くださいと思います。こちらが案内図になっております。河北中学校の北側です。20ページに字切図がありますが、周辺を宅地と道路に囲まれております。21ページが土地利用の計画図となっております。①②③と記載部分に3棟住宅を建設して分譲する計画です。22ページから25ページについては建物の計画図になっております。すみません、最後の25ページは天地が逆になっておりますが軒高約6メートルです。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

これも現地調査必要ですね。報告申し上げます。

○ 奥山（ち）委員

今日11時に事務局と一緒に行ってまいりました。事務局おっしゃってた通り環境の良い所で。今までずっと家庭菜園してた所で空き地になってた土地だったようですね。問題ありませんでした。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。これについてもこのまま許可してよろしいですか。

——賛同の声あり——

はい、それでは、次に農用地利用集積計画（案）の決定について事務局説明申し上げます。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の12ページをご覧ください。

河北町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものになります。資料13ページが総括表ですが、所有権移転が4件と、貸借権設定が12件になります。

資料の14ページをお開きください。所有権移転です。

申請番号1番、所在地 谷地字霊堂（レイドウ）●●●●、田、1、837㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん外1名、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当310、288円で、総額570、000円です。

次に、申請番号2番、所在地 大字溝延字泊川（トマリガワ）●●●●、畑、ほか1筆で計2、269㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。

売買価格は10a当263,772円で、総額598,500円です。

次に、申請番号3番、所在地 大字新吉田字荒小屋（アラゴヤ）●●●●、田、ほか1筆で計1,195㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当10,000円で、総額11,950円です。

次に、申請番号4番、所在地 大字溝延字柏川尻（カシワカワジリ）●●●●、樹園地、ほか1筆で計3,201㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当332,177円で、総額1,063,300円です。

資料の15ページをお開きください。賃借権の設定です。

申請番号5番から11番及び13番から16番の賃借権設定につきましては、一覧のとおり契約内容となっておりますが、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものです。

申請番号12番、及び13番の畑については、いずれも同じ渡し人と受け人でこれまで基盤強化促進法を通して賃貸借契約していたものが期間満了となることから、改めて相対での賃借権を設定しようとするものです。

以上16件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、皆さんの方からご審議いただくんですけども、売買に関して押野委員が直接利害関係ありますので、審議が終わるまで押野委員退席をお願いします。

——押野委員退席——

それでは、議第3号の集積計画案について、皆さんからご意見賜りたいと思います。安いか硬いかあると思います。高橋委員。

○ 高橋委員

3番の荒小屋の田というのは、水上がるとか、大変不便なんじゃないかね。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、私の方から。

○ 議長（会長）

はい、事務局。

○ 事務局（奥山）

所有者の●●●●さんの方に聞き取りした所、ちょっと1枚の田んぼにしては小さい所で、これまでも●●●●さんに作ってもらってたんですけども、自分も年だし何とか引き受けてくれないか、と持ち掛けたそうで、いくらでもいいから、ということでこの金額になったと仰っておりました。

○ 奥山（ち）委員

はい、いいですか。

○ 議長（会長）

はい、奥山委員。

○ 奥山（ち）委員

実家の所なので、ここ改田した所で、基盤整備なってないと思うんです。結構小さい田がいっぱいあるのよ。●●●●さんが隣で作ってて、それで安く買ったんだと思います。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。他に、5番以降は地域の改善組合長さんの方に確認していただいている案件なので、他になればこのように進めてよろしいでしょうか。

——賛同の声あり——

それでは、このように進めてください。お願いします。

——押野委員着席——

それでは、議案の方全て審議終わりました。ありがとうございました。

午後2時38分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年1月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
